

2016年10月5日

日本弁護士連合会両性の平等委員会 御中

質問状



長野県大鹿村大河原2208
共同親権運動ネットワーク（担当：宗像充）

お世話になります。私たちは子どもと離れて暮らす親のグループです。

私たちは市民活動の一環として、7月23日に「家庭裁判所が親子を引き裂く」という集会を開催しました。その際、埼玉県弁護士会所属の弁護士、五領田有信さんを講師にお招きして講演いただきました。出席した五領田弁護士から当日、会場にこのような報告がありました。

埼玉県弁護士会所属の面識のある弁護士が、日弁連両性の平等委員会の委員を名乗る弁護士から私どもの集会への参加を見合わせるように聞き、五領田弁護士は私どもの集会に参加する前に、その埼玉県弁護士会所属の弁護士から、日弁連両性の平等委員会の委員がした話の内容を聞いたというのです。

私どもは離婚後の子育ての男女平等も活動の一環に掲げているため、そのような圧力を受ける理由が見当たりません。間接的であれ、講師に事前に出席を取りやめるように促すのは、市民活動への重大な妨害行為です。そこで以下、確認のために質問いたします。

- 1 貴委員会は、埼玉県弁護士会の弁護士を通じて、五領田弁護士に私どもの7月23日の集会に出席することを取りやめるよう、貴委員会のメンバーが働きかけたことについて知っていますか。
- 2 知っている場合は、いつ誰が誰に対して、何の目的で行なったか明らかにしてください。
- 3 貴委員会は、所属委員がこのような働きかけをすることを容認していますか。

上記質問への答えは、10月20日までに、上記住所まで書面にて回答下さい。